

議案第106号

上越市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について
上越市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年9月2日提出

上越市長 村山秀幸

上越市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

(上越市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 上越市督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和46年上越市条例第98号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「。以下」の次に「この項において」を加え、「(以下「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部改正)

第2条 上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例(昭和63年上越市条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「。以下」の次に「この項において」を加え、「(以下「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則第3項中「特例基準割合が」を「還付加算金特例基準割合(平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。))が」に改め、「規定する還付加算金」の次に「(以下この項において「還付加算金」という。))」を加え、「附則第2項」を「附則第3項」に、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改める。

(上越市営住宅条例の一部改正)

第3条 上越市営住宅条例(平成9年上越市条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「。以下」の次に「この項において」を加え、「(以下「特例基準割合適用年」と

いう。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(上越市介護保険条例の一部改正)

第4条 上越市介護保険条例(平成12年上越市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第9条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合)」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「。以下」の次に「この条において」を加え、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(上越市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第5条 上越市後期高齢者医療に関する条例(平成20年上越市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第3条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合)」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「。以下」の次に「この条において」を加え、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 第2条の規定による改正後の上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例附則第3項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する還付加算金について適用し、同日前の期間に対応する還付加算金については、なお従前の例による。